

第27回
奥州市都市計画審議会議事録

令和7年12月19日招集

奥州市都市整備部都市計画課

第 27 回 奥州市都市計画審議会議事録

1 審議会開催の日時及び場所

- (1) 日時 令和 7 年 12 月 19 日 (金) 14 時 00 分
- (2) 場所 奥州市役所 (本庁舎) 7 階 委員会室

2 議事 (付議案件)

議案第 1 号 奥州市都市計画緑地 1 号藤橋緑地の都市計画変更について

3 会議を構成する者の現在総数及び出席者の数

- (1) 会議を構成する者の現在総数 15 名

内訳

1 号委員	7 名
2 号委員	5 名
3 号委員	3 名

- (2) 出席委員数 12 名

1 号委員	鎌田 卓也
	三浦 真
	後藤 元夫
	星 洋子
	千田 公喜
	小澤 洋子
2 号委員	宍戸 直美
	佐々木 友美子
	及川 春樹
	廣野 富男
3 号委員	佐々木 健 (代理出席 大澤 匡弘)
	志和 純

- (3) 欠席委員数 3 名

1 号委員	千葉 光一郎
2 号委員	東 隆司
3 号委員	田頭 幹絃

— 13時55分 —

(開会前) 資料の確認 (千田都市計画課長)

開会前に本日の会議資料について、確認させていただきます。

資料は、開催通知と同封にて、事前配布させていただいております。

事前に配布しております資料は、次第、都市計画審議会委員名簿、都市計画変更に係る図書1式、都市計画変更説明資料1部でございます。

なお、本日、追加資料及び一部修正資料を御席に配布しております。

追加資料が出席者名簿でございます。

事前に配布しています「都市計画変更に係る図書」で変更理由書の次にございます都市計画策定の経緯を示す書面（奥州市決定）につきまして、都市計画審議会以降の予定について一部修正がございましたので差し替えをお願いいたします。

お手元に資料のない方は、いらっしゃいませんでしょうか。

— 全委員、資料の不足なし —

(開会前) マイクシステムの説明 (菊地都市整備部長)

開会に先立ちまして、マイクシステムの御案内をいたしたいと思います。

御発言をいただく際には、こちらのマイクを使っていただいて、手前の銀色のボタンを押すと、このように赤いランプが点きますので、点いていることを確認した上で、発言をお願いします。

発言が終わりましたらば、もう一度押していただければ、ランプが消えますので、次の発言という形になりますのでよろしくお願ひいたします。

(開会前) 市民憲章唱和 (菊地都市整備部長)

それでは、開会に先立ちまして、奥州市市民憲章の唱和を行いますので、皆様ご起立をお願いします。

市民憲章は次第に記載しておりますので、よろしくお願ひいたします。私が前段を読み上げますので、後段を御唱和ください。

わたしたちは、歴史・伝統・自然に恵まれたこのまちの市民であることを誇りとし、さらに良いまちをめざして市民憲章を定めます。

一 ふるさとを愛し いきいきと働くことができるまちをつくります

一 すすんで学び 文化のかおり高いまちをつくります

一 みんなが手をつなぎ健康で明るいまちをつくります

皆様ありがとうございました。どうぞ御着席ください。

— 14時00分 開会 —

(1) 開会 (菊地都市整備部長)

本日は大変お忙しいところお集まりいただきまして、心より感謝申し上げます。私、進行を務めます、都市整備部長の菊地でございます。よろしくお願ひいたします。

それでは、ただいまから第27回奥州市都市計画審議会を開会いたします。

はじめに、会議の成立について御報告申し上げます。

本審議会委員15名中、1号委員 千葉光一郎委員、2委員 東隆司委員、3号委員 田頭幹紘委員から欠席の報告があり、本日は12名の出席となってございます。

なお、3号委員の佐々木健委員の代理として、岩手県県南広域振興局土木部調整課 課長 大澤匡弘様の出席となっております。

従いまして、奥州市都市計画審議会条例第5条第2項の規定により、委員の2分の1以上が出席しておりますので、会議が成立していることを御報告申し上げます。

それでは、開会にあたり、副市長 小野寺隆夫より御挨拶を申し上げます。

(2) 挨拶（小野寺隆夫副市長）

皆様お疲れ様でございます。奥州市副市長の小野寺です。

第27回 奥州市都市計画審議会の開会にあたり御挨拶を申しあげます。

本日は、本審議会を招集いたしましたところ、委員の皆様には何かと御多用の折、御出席を賜り誠にありがとうございます。また、平素から当市都市計画やまちづくり行政につきまして、格別の御協力を賜わり、心より御礼申し上げます。

本日の議題は、新聞報道等でも御承知おきのとおり、現在、国土交通省により水沢黒石地区において進められております、大久保地区堤防整備事業に伴い必要となる奥州都市計画緑地1号藤橋緑地の都市計画変更について御審議いただきます。

これまでの経過として、都市計画変更（素案）の市都市公園委員会での審議や住民説明会、都市計画法に則した縦覧手続きなどを経て、計画案を作成したところでございます。

公園は、市民の皆様にとって、憩いと安らぎの場であり、生活において、常に密着し生涯にわたり関わる機会の多い大切な施設だと考えております。また、治水対策事業も安全安心な市民生活に欠かせないものであり、市としても早期の整備実現に向け、強く推進してきたものでございます。

委員の皆様には、ぜひ忌憚のない御意見をいただき、慎重な御審議をいただきたいと存じますので、何卒、よろしくお願ひ申し上げ、御挨拶とさせていただきます。

(3) 会長選挙（菊地都市整備部長）

それでは次第3の会長選挙を行います。着座にて進行させていただきたいと思います。

会長は、奥州市都市計画審議会条例第4条第1項の規定により、1号委員のうちから委員の選挙によって定めることとされております。

本来であれば、臨時議長を選出し執り行うべきところではございますけれども、事務局にて進行させていただくことをお許し願いたいと思います。

選挙の方法については、いかように取り行えればよろしいか、お諮りいたします。どなたかご発言ございますか。

— 廣野委員、挙手 —

(廣野委員)

事務局案がございましたら、お示しいただきたいと思います。

(菊地都市整備部長)

ただいま、廣野委員から事務局の方で案があれば、という御発言をいただきました。

ただいまの御発言について、事務局の方で推薦させていただくということで、御異議ありませんでしょうか。

— 全委員より、異議なしの声あり —

(菊地都市整備部長)

異議がないということで、事務局の方から御推薦申し上げたいと思います。

— 千田都市計画課長、挙手 —

(千田都市計画課長)

それでは事務局より御推薦申し上げたいと存じます。

会長に鎌田卓也委員を御推薦申し上げます。

(菊地都市整備部長)

事務局から鎌田委員を推薦ということでございます。

続いて、会長の選任についてお諮りしたいと思います。

鎌田委員を会長とすることに御異議ございませんか。

— 全委員より、異議なしの声あり —

(菊地都市整備部長)

異議なしという声がございます。異議なしということを認め、鎌田委員が奥州市都市計画審議会会长に選任されたということでよろしくお願ひしたいと思います。

それでは、早速ではございますが、奥州市都市計画審議会条例第4条第2項の規定により、会長は会議の議長となることとされております。

会長は、議長席へ御移動をお願いいたします。

— 鎌田会長、議長席に着座 —

(4) 会長職務代理者の指名 (菊地都市整備部長)

続きまして、次第4の会長職務代理者の指名を行います。

奥州市都市計画審議会条例第4条第3項の規定により、会長は、あらかじめ職務を代理する委員を指名することとされております。

鎌田会長より御指名をお願いいたします。

(鎌田会長)

それでは、2号委員の皆様の中から指名させていただきます。

奥州市議会建設環境常任委員会委員長であられる廣野富男委員を指名させていただきますのでよろしくお願ひします。

— 廣野委員より、「はい」の声あり —

(5) 議事（諮詢）（菊地都市整備部長）

次に次第4の議事に入ります。

本日、御審議をお願いしております案件について、副市長より諮問申し上げます。
それでは、鎌田会長、前にお進みください。

— 小野寺副市長、鎌田会長、議長席前に移動 —

(小野寺副市長)

奥州都市計画緑地 1 号藤橋緑地の都市計画変更について、都市計画法第 77 条の 2 第 1 項の規定により、貴審議会に諮問します。

よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

【議案第 1 号諮問書】

奥都 第 1090 号
令和 7 年 12 月 19 日

奥州市都市計画審議会
会長 鎌田 卓也 様

奥州市長 倉成 淳

奥州都市計画緑地 1 号藤橋緑地の都市計画変更について（諮問）
このことについて、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 77 条の 2 第 1 項の規定により、諮問します。

— 副市長から会長へ「諮問書」を手渡し —
— 諮問書の受渡し後 副市長、会長 自席に着席 —

(菊地都市整備部長)

会を進める前に大変申し訳ありませんけれども、小野寺副市長においては、この後、所用がございまして、ここで退席となりますので、委員の皆様には御了承いただきますようお願い申し上げます。

— 副市長、所用のため退席 —

(菊地都市整備部長)

ここからは、奥州市都市計画審議会条例第 4 条第 2 項の規定により、進行を鎌田会長にお任せしたいと存じます。

会長、議事の進行をお願いいたします。

(6) 議事（議事）（鎌田会長）

それでは議案の審議に移らせていただきます。

なお、本日の審議会は、奥州市情報公開条例第 23 条の規定により公開するものとします。また、本日の審議会の内容につきましては、奥州市都市計画審議会規則第 9 条に基づき、議事録を作成し公表するわけでございますが、その議事録の署名人に、2 号委員の及川春樹委員と 3 号委員の志和純委員にお願いしたいと思いますが、よろしゅうございますか。

— 及川委員、志和委員より、「はい」の声あり —

(鎌田課長)

よろしくお願ひいたします。

早速、お手元の資料により、議事に入ります。

本日の会議は、審議会議案の議事をもって進めます。

それでは、議案審議に入ります。

本日審議します、議案第1号奥州都市計画緑地第1号藤橋緑地の都市計画変更について、事務局の説明を求めます。

— 千田都市計画課長、挙手のうえ、議長の指名により説明 —

(千田都市計画課長)

都市計画課長の千田でございます。よろしくお願ひいたします。

私の方から、この度の都市計画変更に係る経過等について御説明いたします。

まずは、本都市計画変更に係る手続きの経過について御説明いたします。

スクリーンもしくは、お手元の都市計画変更（案）の「都市計画策定の経緯を示す書面（奥州市決定）」を御覧ください。

本都市計画変更は、岩手県策定の「都市計画の決定及び変更の事務処理要領」に基づき手続を進めております。現在までの経過を簡単に御説明いたします。

令和7年7月11日に岩手県知事宛、事前協議を行い7月22日に異存がない旨の回答をいただいております。

続いて、9月1日に奥州市都市公園委員会にて、本都市計画変更の素案を御説明し、承認をいただきました。

続いて、9月30日から10月14日まで、都市公園委員会にて承認をいただいた「変更の素案」を公表閲覧いたしました。なお、閲覧者は1名でございました。

続いて、10月15日に住民説明会（都市計画法第16条関係）を黒石地区センターにて、14時、18時の2回開催いたしました。なお、出席者は2回あわせて6名の出席でございました。また、変更素案に対して、特に御意見はございませんでした。

「素案の公表」及び「住民説明会」にて意見等がございませんでしたので、10月16日付けて素案を計画案として決定しております。

続いて、本日お示ししております「変更案」都市計画法第17条に基づいたものとなります。告示し、10月27日から11月10日まで案の縦覧に供しております。なお、縦覧者は3名でございました。また、案に対する意見書の提出もございませんでした。

そして、本日、都市計画審議会を招集させていただき、本都市計画変更案について「質問」させていただいております。

今後の手続きでございますが、本日の審議にて、問題なく「答申」をいただきましたら、令和8年1月から岩手県知事宛に協議を行い、同意を得たのち都市計画決定告示を行う予定しております。

以上が、本都市計画変更に係る経過でございます。

続いて、意見書の要旨の提出について御説明申し上げます。

経過でも御説明のとおり、都市計画法第17条第1項の規定により、「変更案」を告示し、10月27日から11月10日まで縦覧に供しました。また、案の縦覧に際し、提出された意見書は、都市計画法第19条第2項により、その要旨を都市計画審議議会へ提出することとされております。

今回の縦覧では、意見書の提出はございませんでしたので、本審議会への要旨の提出もないことを御報告申し上げます。

以上が経過となります。

今回の都市計画変更の内容につきましては、担当より説明させていただきますのでよろしくお願ひいたします。

— 及川都市計画係長、スクリーン横で説明 —

(及川都市計画係長)

都市計画係長の及川でございます。よろしくお願ひいたします。

それでは、お手元の資料により、今回の都市計画変更の内容について御説明いたします。

こちらのスクリーンもしくは、お手元の資料を御覧ください。

まず、資料1ページを御覧ください。

都市計画公園及び緑地の都市計画決定の状況でございますが、当市では、37箇所の公園、緑地等の約102.05ヘクタールを都市計画決定しており、その内訳は、街区公園26箇所、近隣公園5箇所、地区公園1箇所、総合公園2箇所、運動公園1箇所、墓園1箇所及び緑地1箇所を都市施設として定めております。

この度の都市計画変更では、この都市計画緑地第1号藤橋緑地に係る変更手続きを進めるものでございます。

本緑地は、水沢黒石町字鶴城及び姉体町字大明神下地内の国土交通省所管1級河川北上川の河川区域に位置し、国道343号と主要地方道一関北上線との交差点、藤橋と近接した約9.2ヘクタールの区域となります。

資料2ページを御覧ください。

設置の経緯としましては、昭和53年に策定した緑のマスタープランにおいて、市民のレクリエーション機能を有する藤橋河川公園として位置付け、昭和56年5月に都市計画決定し、同年7月から都市公園事業を導入し、順次整備を進め、昭和62年3月の7.2ヘクタールの供用後、河川区域の境界が不確定等の理由から、平成8年3月をもって事業を休止し、現在に至っております。

資料3ページを御覧ください。

こちらが都市計画図となりますが北上川の東側の緑色の線の区域が藤橋緑地になります。

整備当時は、北上川東部地区における主要な運動施設として地域住民に利用されておりましたが、平成に入り北上川水辺プラザ、水沢ふれあいの丘公園、黒石小学校グランドが整備され、近隣に多様な代替施設が整備されたことにより、現在は、特に低調な利用状況となっておるところでございます。

資料4ページを御覧ください。

本緑地は、北上川沿線の河川区域内に位置しており、沿線の大久保地区は、無堤部のため、平成14、19年の洪水時に床上浸水等の甚大な浸水被害が発生していることから、以前より早期の治水対策が求められている地区であります。また、国土交通省においても北上川中流部緊急治水対策として、喫緊の堤防整備が計画されている地区であります。

現在、本治水対策について、令和4年度に国土交通省による堤防整備事業に向けた住民説明及び測量調査等が実施され、その後、令和6年4月に事業採択され、設計及び関係機関調整等が完了し、築堤に向け事業が進められております。

なお、今年度は、用地買収を進めており、事業の進捗にあわせ10月19日に地区住民の皆様に堤防や道路整備計画に関し説明会を開催されております。

今般、堤防事業区域が確定し、藤橋緑地から除外が必要な堤防面積が確定したことに伴い、令和7年6月に河川管理者である国土交通省より、都市計画緑地からの堤防区域除外の協議があつたことから、都市公園法第16条に基づき、都市計画変更手続きを進めるものです。

資料5ページを御覧ください。

こちらが大久保地区の堤防整備事業の計画図でございます。

赤線が堤防の整備計画でございまして、鶴城地区を囲むように築堤され、国道343号のT字交差点から藤橋、主要地方道一関北上線の交差点に取り付けとなる計画となっております。また、堤防上部は道路として整備され、あわせて鶴城地区や藤橋緑地への進入路も整備されます。

薄緑の区域が藤橋緑地の都市計画決定している区域となり、濃い緑で示している区域が堤防整備により、堤防区域として藤橋緑地より一部廃止が必要な区域となります。

なお、本計画図は、7月時点のものであり、今後、計画変更や設計修正により変更となる可能性があることをお含みおきください。

資料6ページを御覧ください。

この堤防整備事業に伴い、約9.2ヘクタールの緑地区域のうち約1.1ヘクタールが堤防区域として必要となることから藤橋緑地の区域面積を8.1ヘクタールに変更するものです。

資料7ページは、これまでの説明をまとめた都市計画の変更理由となります。

理由については、こちらの読み上げにて説明に代えさせていただきます。

本緑地は、奥州市水沢黒石町字鶴城及び姉体町字大明神下地内の国土交通省所管1級河川北上川の河川区域に位置し、国道343号と主要地方道一関北上線との交差点、藤橋と近接した約9.2ヘクタールの都市計画緑地である。

昭和53年に策定した緑のマスターplanにおいて、市民のレクリエーション機能を有する藤橋河川公園として位置付け、そのうち9.2ヘクタールを昭和56年5月に都市計画決定し、同年7月から都市公園事業を導入し整備を行い、昭和62年3月に7.2ヘクタールの供用を開始している。

本緑地に隣接する大久保地区は、堤防が無く、平成14、19年の洪水時に床上浸水等の甚

大な浸水被害が発生していることから、以前より早期の治水対策が求められている。

これを受け、国土交通省は、北上川中流部緊急治水対策として、当該地区の堤防整備を計画。令和4年度に事業着手し、住民説明及び測量調査等を実施した。

今般、堤防整備事業の進捗に伴い整備区域が確定したことから、本緑地と堤防整備区域が重複する部分を緑地区域から除外しようとするものである。

資料8ページは、変更計画図となります。

黄色に着色された区域が堤防区域として除外する約1.1ヘクタールの区域となり、赤線の区域が都市計画変更後の約8.1ヘクタールの藤橋緑地の区域となります。

説明は以上となります。よろしく御審議の程、お願い申し上げます。

(鎌田会長)

ありがとうございました。

ただいま事務局より説明がありました案件につきまして、御審議いただきたいと思います。

ただいまの議案第1号に対する御意見、御質問のある方は挙手をお願いいたします。

— 佐々木委員、挙手のうえ、議長の指名により発言 —

(佐々木委員)

説明資料5ページの地図の見方ですけれども、右下の航空写真ですが、今度整備する堤防の南側は、これは正法寺方向に行くT字交差点とつながると見ればよろしいでしょうか。また、堤防の上に道路が整備されることになるということでしょうか。

— 千田都市計画課長、挙手のうえ、議長の指名により発言 —

(千田都市計画課長)

委員の仰るとおり、正法寺に向かう国道343号の部分のT字交差点になっている箇所に接続されることになります。

(鎌田会長)

他に御発言ございませんでしょうか。

— 後藤委員、挙手のうえ、議長の指名により発言 —

(後藤委員)

地域住民説明会が10月に開催されて、参加人数が6名。これは、地域住民に意見をいただいたという認識でよろしいのでしょうか。また、その周知の仕方など、この6名参加ということを事務局が、どのように捉えていらっしゃるのかお伺いしたい。

— 及川都市計画係長、挙手のうえ、議長の指名により発言 —

(及川都市計画係長)

お答えいたします。

今回の説明会の開催にあたり、広報やホームページ等による周知を図り、地区センターを通して各地区に御案内をしていただくなど、いろいろな周知方法をとり、御案内は差し

上げたところでございますが、都市計画変更ということで、堤防事業の説明でもないので、やはり住民の皆様の関心もあまり高くなかったのかなという捉え方にはなっていますが、堤防事業自体の説明会の方でお話を聞いているので、そちらの方で話を聞いていたため、こちらの都市計画変更の説明会にはあまり足を運んでいただけなかったのかなと思っています。

— 後藤委員、挙手のうえ、議長の指名により発言 —

(後藤委員)

事業説明会では、何人ほど参加されたのでしょうか。

— 及川都市計画係長、挙手のうえ、議長の指名により発言 —

(及川都市計画係長)

国土交通省において、住民説明会を数回開催してございまして、当方で1度参加させていただきましたが、地区の皆様30名ぐらい御出席されていたかと思います。

私どもの参加は1回ですので、その1回の時のお話でございますが、その様な状況でございます。

(鎌田会長)

他に御発言ございませんでしょうか。

— 廣野委員、挙手のうえ、議長の指名により発言 —

(廣野委員)

堤防整備のため、藤橋緑地の一部を国土交通省に提供するということかと理解しました。

そうしますと残る緑地の部分、堤防の内側は、要は河川敷内になるということですが、そうすると堤防の内側の緑地は、今後も緑地として、整備なり、或いは、市民の利用に供するを考えているという理解でよろしいでしょうか。

— 千田都市計画課長、挙手のうえ、議長の指名により発言 —

(千田都市計画課長)

今の廣野委員のお話のとおりでございまして、藤橋緑地は、都市計画決定されておりますが、元々河川区域ですから、国土交通省から占用許可を受けて緑地として整備したという形になります。

今般、堤防区域に一部かかりますので、その部分を一部廃止することとなります。堤防整備後の緑地は、河川区域の中ですので、堤防の内側の部分に緑地が残るのはそのとおりでございまして、現在も遊歩道等で一応歩けるような形にはなっておりませんので、今後もですね、そういう形で園路を歩けるような形で残すという考えてございます。

— 廣野委員、挙手のうえ、議長の指名により発言 —

(廣野委員)

現地を見てない中での話ですが、ちょっとイメージすると、この緑地については、遊歩

道が設置されている程度で、例えばパークゴルフやサッカーができるとか、そういうスポーツ施設、或いはレクリエーション施設的な整備までは行ってないという理解でよろしいですか。

それと、あわせて、年間どれぐらいの方が御利用なさっておられるか掴んでおられるか、もし掴んでいるようであればお尋ねしたい。

— 千田都市計画課長、挙手のうえ、議長の指名により発言 —

(千田都市計画課長)

先程の藤橋緑地の使い方という部分でございます。

基本的にはそのとおり、今も遊歩道で利用されておりまして、元々は黒石地区の行事は、昔の黒石小学校を利用していたようですがグラウンドが狭く、当時はこの藤橋緑地に、野球場やグラウンドを整備したりしております。

地区の方でも、当時はここで運動会とかも開催していたと聞いておりまして、整備した当時は、ある程度の利用があったものでございますが、黒石小学校が新たに整備された際に運動会等の地区行事等も全部そちらの方に会場が移ったということで、今現在は、そういった部分での使われ方はされてないという状況でございます。

管理に関しては、基本的に草刈り等の管理は、地元の畜産農家の方々に刈っていただいているりますけれども、そういった部分での歩くスペースの確保や朝に散歩で歩く程度の方々がいる程度で、実質の地元で何かをやるという形では、今は使われておりません。

— 廣野委員、挙手のうえ、議長の指名により発言 —

(廣野委員)

今回、堤防整備の絡みで一部都市計画変更する訳ですが、現在、緑地が多く利用されていないようですが、この緑地の廃止という検討等をされてこられたのか、或いは、それに對して、地域からの御要望などがあったものかお伺いして終わります。

— 千田都市計画課長、挙手のうえ、議長の指名により発言 —

(千田都市計画課長)

一応、藤橋緑地の廃止につきましては、検討した事もございますが、都市公園として、市の人口1人当たりの面積が目標として決まっておりまして、この緑地を無くすとなれば、新たな公園を都市計画決定して、都市計画公園として供用開始して、替わりの公園を指定しない限り廃止は難しい状況です。

今回の堤防など、公益性公共性に資するものであった場合には、廃止するということはできるんですけども、現状では、色々な部署でも新たに都市公園法による供用開始の公園予定がありませんので、いずれそういった公園整備等が出てきた場合には、利用状況等も見ながら、今後、廃止という検討も必要になるものと思っております。

(鎌田会長)

他に御発言ございませんでしょうか。

— 宮戸委員、挙手のうえ、議長の指名により発言 —

(宍戸委員)

一つだけ確認させていただきたいのですが、住民説明会も含めて、市民の皆さんから、御意見がなかったということですけれども、市としては、ここに住む地域の皆様はこれに関するスタンスというか、概ね、皆さんは理解されているということなのか、その点をお伺いします。

— 菊地都市整備部長、挙手のうえ、議長の指名により発言 —

(菊地都市整備部長)

ただいまの宍戸委員からの質問についてですけれども、元々、黒石地区の堤防は、黒石地区の皆様が治水対策を求めてきたものであります。

いつも大雨が降ると洪水で被害があるということで大変困っておりまして、地区として、みんなでまとまって、国に対して要望を続けてきたものでございます。

市の方でも、その後押しをして、国に対して同じように堤防整備の要望を重ねてしてきましたのでございまして、やっとそれが実りまして、令和6年に事業採択ということで堤防整備が進むような形になっております。

堤防整備に関し、色々と事前に国の方から地元に対して行われております中で、この堤防の配置等々を説明していただいておりましたので、その中で色々御理解をいただきながら進めてきているというような状況になっております。

先ほど、色々と緑地に関しての質問がございましたけれども、以前は、課長が申し上げておりましたように、昭和時代は活用されていた訳でございますけれども、別の代替施設ができたことによって、今は、そこまで活用されていないという状況もございますので、その辺につきましては、特にこの、堤防事業は、防災安全に資する施設への転換という形になりますので、市としても、これは進めていかなければいけないという認識を持って進めています。

(鎌田会長)

他に御発言ございませんでしょうか。

— 佐々木委員、挙手のうえ、議長の指名により発言 —

(佐々木委員)

一部廃止については特に異論はないのですが、その後の緑地のことがちょっと気になりますが、昨日、現地に行ってみましたが、鶴城集会所のあたりに車を置いて、歩くような広い原っぱというイメージと思いました

そうした場合、資料5ページの写真のように堤防がここにできると、この緑地を歩いてみたいとか、何かキャッチボールでもしてみたいという人達は、どこからここに行くことが出来るのでしょうか、多分、堤防が出来ると今のところからは行けなくなるかと思います。

— 千田都市計画課長、挙手のうえ、議長の指名により発言 —

(千田都市計画課長)

この図面上では分かりづらいのですが、堤防の上が国道343号に切り替わりますので、そこから藤橋緑地に下りる通路は、国土交通省の方で整備していただけることになってお

ります。

ですので、そこから藤橋緑地に降りれるという形でございます。
(鎌田会長)

他に御発言ございませんでしょうか。

— 志和委員、挙手のうえ、議長の指名により発言 —

(志和委員)

消防本部です。

工事の主体は国土交通省だと思いますので、分かる範囲でのお話でよろしいのですが、工事中のこの緑地への車両の乗り入れの制限だとか、或いは、ヘリコプターの離発着に制限が出るものか、もし分かれば、その辺を教えていただきたい。

— 千田都市計画課長、挙手のうえ、議長の指名により発言 —

(千田都市計画課長)

国土交通省で今後工事に入りたいということで地元の方に説明しているところでございますが、私どもの方でも、今後、実際に工事に入る時に協議をしていただくことになっておりまして、工事中の藤橋緑地の使い方等については、申し訳ないですがこれから協議となります。

国土交通省とどのような形で緑地に乗り入れになるかや工事期間中の利用など、今の段階では、具体的な工事の話は今後の協議となっており、工事期間なども未定でございます。

— 志和委員、挙手のうえ、議長の指名により発言 —

(志和委員)

ここは消防団の訓練やヘリコプターの臨時の離発着場として利用させていただいている経緯もありますので、その工事の規制内容が見えてきた時点で、当方にもお知らせいただければと思います。

(鎌田会長)

他に御発言ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

— 委員より、「はい」の声あり —

(7) 議事（表決）（鎌田会長）

(鎌田会長)

ありがとうございます。

それでは、御質問等がないようですので表決に入らせていただきます。

議案第1号奥州都市計画緑地1号藤橋緑地の都市計画変更についてを原案のとおり決することとしてよろしいか決議をとります。

お諮りします。議案第1号について、本案に対し賛成の方の挙手を求めます。

— 全員「挙手」 —

(鎌田会長)

ありがとうございます。出席委員全員の賛同を得ました。

よって、議案第1号奥州都市計画緑地1号藤橋緑地の都市計画変更については、原案に異議なしとして決することとします。

ただいま御審議いただきました議案の審議結果につきましては、私の方から市長へ答申をいたします。

以上で本日の審議会で予定していた議案はすべて終了いたしました。

これで私の職務を果たしましたので、議長より、降ろさせていただきます。皆様の御協力、誠にありがとうございました。

(8) その他（菊地都市整備部長）

慎重審議いただきまして大変ありがとうございました。

それでは、次第に戻りまして6その他でございます。

事務局からは特に用意はございませんが、委員の皆様から何か御発言がありましたらお願いしたいと思います。何かございませんでしょうか。

— 委員より、「なし」の声あり —

(9) 閉会（菊地都市整備部長）

ないようでございます。

それでは、これをもちまして第27回奥州市都市計画審議会を閉会させていただきます。

会議進行に御協力いただき円滑に進めることができましたことを、皆様に厚く御礼申し上げます。本日は誠にありがとうございました。

— 14時50分 閉会 —